

問Ⅵ - 2 - ⑦ (区分経理)

公益目的事業しか行わない法人は、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成は省略できますか。

答

- 1 公益法人が収益事業等を行う場合は、その利益の 50%は、公益目的事業を行うために使用しなければならないこととされています（公益法人認定法第 18 条、公益法人認定法施行規則第 24 条）。収益事業等を実施する法人について、法人会計区分を廃止すると、公益目的事業会計に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費（管理費）に充てられる可能性があります。このため、公益法人認定法第 18 条の趣旨を損なうこととなるため、法人会計区分は省略できません。
- 2 公益目的事業しか行わない法人については、このような問題がないため、法人会計区分の作成を省略することができます。この場合、法人は、作成に係る業務量のみでなく財務状況の観点も含め、作成するか省略するか決めることとなります。
- 3 法人会計区分を作成しない場合は、管理費の財源については、管理費相当額の収益とみなさざるを得ないため、法人会計区分がある場合のような管理費と管理費の財源である収益の差額としての黒字はなくなることに留意する必要があります。

(注 1) 一方、法人会計区分を作成する場合は、同区分で経理が適正になされていれば、黒字が生じていても、運用上認められることとなります。例えば、管理費の財源として金融資産を 2号財産として合理的な範囲内で保有した結果、その運用状況が良好であったことから黒字が生じる等が考えられます。

(注 2) 法人会計区分を作成しない場合で、金融資産を 2号財産として保有している場合においては、管理費相当額を超えて収益があったときには、決算時において公益目的事業財産に繰り入れられたとみなすこととなります。法人運営のために使用すべきと定められた会費等も同様の取り扱いとなります。

- 4 法人会計区分を作成しない場合、公益目的事業会計区分内において事業費と管理費は明確に区分表示しなければなりません。公益目的事業がひとつの場合には、正味財産増減計算書内訳表の作成も省略できます。

なお、一度、法人会計区分を作成しないこととした場合には、継続的な情

報提供を行う見地から、次年度以降も継続的に作成しないこととなります。ただし、収益事業等を追加した場合には区分が必要となる等、合理的な理由が説明可能であれば、変更することは可能です。

5 法人会計区分の作成の省略は、公益目的事業比率の計算、収支相償の計算及び遊休財産の保有制限の計算には影響ありません。公益目的事業比率は、公益目的事業区分において事業費と管理費が区分されていますので、計算可能です。また収支相償の計算は、公益目的事業会計区分に計上された収益から管理費相当額を差し引いた差額を「収入」として、「費用」は、公益目的事業費をもって収支を判定することとなります。さらに遊休財産規制上の上限額は、公益目的事業会計区分の事業費1年分です。

6 ガイドライン I—17（公益法人認定法第 18 条）に、公益目的事業財産から除く財産についての定めがあります。公益法人認定法第 18 条各号の項目ごとに定めているところですが、法人会計区分を作成しない場合には、公益目的取得財産残額の計算において、項目ごとではなく、管理費相当額を公益目的事業財産以外のために使用する財産とみなし、当該金額を除く取扱いとします。